

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	株式会社M A R U W A
【英訳名】	MARUWA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神戸 誠
【本店の所在の場所】	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地
【電話番号】	0561(51)0841(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永光 哲也
【最寄りの連絡場所】	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地
【電話番号】	0561(51)0841(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永光 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金18円00銭

総額222,300,306円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第29条(取締役の責任免除)を新設するとともに、第36条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

神戸 誠、林 春行、マニマラン・アントニ、内田 彰、永光 哲也、面出 薫及び飯塚千恵里を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

熊谷 均、光岡 正彦及び松本 茂裕を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

神谷 好則を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果（賛成の割合）
第1号議案	100,421	355	13	（注）1	可決（99.63%）
第2号議案	94,235	6,541	13	（注）2	可決（93.50%）
第3号議案				（注）3	
神戸 誠	94,822	5,954	13		可決（94.08%）
李 春廷	95,233	5,543	13		可決（94.49%）
マニマラン・アントニ	95,222	5,554	13		可決（94.48%）
内田 彰	95,233	5,543	13		可決（94.49%）
永光 哲也	96,051	4,725	13		可決（95.30%）
面出 薫	99,974	802	13		可決（99.19%）
飯塚 千恵里	100,004	772	13		可決（99.22%）
第4号議案				（注）3	
熊谷 均	100,629	147	13		可決（99.84%）
光岡 正彦	100,679	97	13		可決（99.89%）
松本 茂裕	81,857	1,899	13		可決（81.22%）
第5号議案				（注）3	
神谷 好則	100,651	135	13		可決（99.85%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上